

市・府民税の申告ほか

問合せ
羽曳野市役所税務課 ☎ 958-1111

■市・府民税の申告について

平成24年度の市・府民税の申告受け付けを行います。

郵送による提出も受け付けます。

(市・府民税の申告書を郵送している方は、同封のしおりを封筒としてご利用いただけます。)

○2月16日(木)～3月15日(木)(土・日を除く)

受付場所：市役所本庁1階ロビー

市・府民税に関連した各種証明書の発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園の保育料の算定などに申告が必要です。

■申告しなければならない人

平成24年1月1日現在、本市在住で次に該当する人(ただし、**税務署に所得税の確定申告をする人や勤務先から給与支払報告書が提出されている人は必要ありません。**)

- 営業、農業などの事業を営んでいる人
- 大工、左官などの日雇いで所得があった人
- 生命保険、集金などの外交員で報酬があった人
- 家賃、地代などの所得があった人
- 給与所得者で①勤務先から給与支払報告書が提出されない人②給与以外の所得があった人③2カ所以上からの給与の支払いを受けていた人
- 公的年金受給者で ①年金以外の所得があった人②各種所得控除を受けようとする人

また、申告書の送付された人で、平成23年中に無職、無収入の人も申告にご協力ください。

■お願い

国税庁の自書申告推進のため、市・府民税申告会場では、1対1の対面式での所得税確定申告の受付・相談は行っておりません。申告書の作成を相談したい方は、必ず税務署の確定申告会場(すばるホール会場他)をご利用ください。ただし、ご自分で作成された確定申告書は、市・府民税の申告期間中、申告受付会場でお預かりし、富田林税務署へお届けします。

■住民税の制度改正について

平成23年分の所得税より、扶養控除の見直しが実施され、平成24年度以後の住民税においても同様に、次のとおり扶養控除が廃止および縮小されます。

※給与所得者にかかる所得税の源泉徴収については平成23年1月1日以後、すでに適用されています。

- 年少扶養親族(16歳未満)に係る扶養控除(33万円)が廃止されます。
- 特定扶養親族(16歳以上23歳未満)のうち、16歳以上19歳未満の者について、扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除額が33万円となります。
- 扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合に、扶養控除または配偶者控除の額に23万円を加算する措置について、特別障害者の額に23万円を加算する措置に改められます。

■東日本大震災の被災地への寄付金や義援金(ふるさと寄付金)

自治体への寄付金や、自治体を通しての義援金、日本赤十字や中央共同募金会などへの義援金は「ふるさと納税」として、市・府民税、所得税の控除が受けられますが、地方税法の改正により、寄付金控除の適用下限額が2,000円(これまでは5,000円)に引き下げられました。

詳しくは、総務省ウェブサイト(<http://www.soumu.go.jp/>)の東日本大震災関連情報をご覧ください。

問合せ 税務課 市民税担当

☎ 958-1111 (内線) 1520・1530

■ミニバイクなどの廃車や移転の手続きはお済みですか？

軽自動車税は、4月1日現在登録の所有者に課税されます。譲渡や解体、盗難などにより実際には所有していない場合でも、名義変更や廃車の手続きをしないまま4月1日を過ぎてしまうと、その年度の軽自動車税がかかることとなります。必ず3月末までに手続きをお済ませください。

また、転出(転入)などにより定置場所を変更した場合には、住所変更

更の届出が必要です。

※盗難にあわれた時は、警察署への盗難届を提出した後に、市役所税務課にて廃車申告をしてください。

問合せ 税務課税政担当

☎ 947-3614 (直通)

■償却資産の申告はお済みですか？

事業や営業のために所有する機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品などの資産を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。平成24年1月1日現在、これらの償却資産を所有している法人および個人の方には、1月31日までに申告書の提出をお願いしていましたが、まだ提出されていない場合は早急に申告書の提出をお願いします。

なお、資産がない、休・廃業をされている場合でも、その旨の申告が必要です。また、申告書が届いていない場合や初めて申告される場合、やむを得ない事情により申告が遅延する場合は、文書または電話などで必ずご連絡ください。

問合せ 税務課固定資産税家屋担当

☎ 947-3612 (直通)

■市税催告コールセンターを市役所内に開設しています。

市税(市・府民税固定資産税軽自動車税)の納期限から一定期間を過ぎても市において納付確認ができない方に対して、電話で納付の呼びかけを行っています。センターの運営は民間業者に委託しており、専門のオペレーターが市税の未納をお知らせするとともに、納付のご案内を行っています。

○開設期間 3月30日(金)まで

○業務時間 平日(月)～(金) 9:00～17:30

※第2日曜日 9:00～17:30

第2.3木曜日 9:00～19:30

※土曜日、上記第2以外の日曜日・祝日、市役所閉庁日は業務を行いません。

振り込め詐欺など不審電話にご注意！

「市税催告コールセンター」から、還付金の案内や納付のためにATM(現金自動預け払い機)の操作を求められることは一切ありません。

問合せ 税務課納税相談担当

☎ 947-3619 (直通)